

家庭用防災用品の購入費用を補助します

木津川市家庭用防災用品購入費補助金

物価高騰下における生活支援を行うとともに、防災意識の向上と各家庭での防災対策の拡充を図るため、家庭用防災用品の購入・設置に係る経費を補助します。

申請受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年12月18日(金)

※上限に達し次第、早期に終了する場合があります。

対象者

次の(1)から(4)の全てに該当する方

- (1) 申請時に市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主であること。
- (2) 世帯の全ての者が市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に本補助金又は他の地方公共団体による同種の補助金（家庭用防災用品の購入又は設置に係るもの）の交付を受けていないこと。
- (4) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

補助額

補助対象経費の**2分の1**（百円未満切り捨て）
補助上限：**5,000円**

補助対象物品

令和8年4月1日(水)～令和8年12月18日(金)の間に購入した下記物品の購入・設置のために要した費用を対象とします。

- (1) 簡易トイレ、携帯トイレ
 - (2) 家具転倒・落下防止器具
 - (3) 感震ブレーカー
- ※ 送料、工事費用を含みます。
※ 支払いにポイントやクーポン等を利用した場合、実際に支払った金額のみを対象とします。

申請方法

必要書類を危機管理課へ持参または郵送
Web申請フォーム（下記QRコードよりご確認ください）

問い合わせ先

木津川市危機管理課
(0774-75-1206)

木津川市 家庭用防災用品購入費補助金



必要書類については裏面をご確認ください。

必要書類

① 家庭用防災用品購入費補助金交付申請書 兼実績報告書兼請求書

設置場所：危機管理課窓口、加茂支所、山城支所、西部出張所
またはホームページからダウンロードできます。

② 領収書または支払いを完了したことがわかる書類

領収書、レシート、支払明細書など

以下の内容が記載されているものに限ります。

・領収日 ・購入内容 ・支払い金額

③ 購入した防災用品の内容が確認できる書類 または設置したことがわかる写真

商品カタログの写し、購入・設置した防災用品の写真
商品ページのスクリーンショットなど

④ 振込先口座が確認できる書類

通帳の写し（表紙、1・2ページ目）、電子通帳の画像等
原則、申請者と同一名義の口座に振り込みます。

Web申請の場合

申請フォームに必要な事項を入力していただくため、①は不要です。

②③④については、申請フォームにて添付ファイルとしてご提出ください。

写真やスキャン画像、スクリーンショットをご用意ください。

Q & A

Q1. 自治会等でとりまとめて申請できますか。

A1. 申請は世帯単位に限ります。

Q2. 法人で申請できますか。

A2. 申請できません。

Q3. 他の防災用品は補助対象になりますか。

A3. 今回の補助金交付事業の対象物品は、チラシ表面に記載している3種類に限ります。

Q4. レシートを捨ててしまいましたが、申請できますか。

A4. レシート等、支払いが確認できるものがないと申請できません。

Q5. 複数の店舗で購入したものをまとめて申請できますか。

A5. 対象期間内に購入したものであれば、複数の購入品をまとめて申請できます。
ただし、申請回数は一世帯につき一度限りです。

Q6. 感震ブレーカーを買いたいが、種類が多くてどれがいいかわからない。

A6. ご家庭のブレーカーの種類によって、設置できる感震ブレーカーの種類が異なります。
感震ブレーカーの取り扱いのある家電量販店等にご相談ください。